

受精卵の保管延長についての同意書

- 1) 現在凍結してある受精卵の保管を、ご本人様方同意のもと1年間延長致します。
- 2) 保管期間は原則1年間とし、期間延長には1年ごとの更新が必要となります。
延長希望の際は、ご本人様より申し出て頂いております。
延長希望の旨を事前にお電話頂いた上で、診察のご予約をお取り下さい。
保険適応にて治療を行われている方は満了日から2週間以内でのお手続きをお願い致します。
自己負担にて延長の場合は満了日月の1日～満了日当日まで延長の手続きをお願い致します。
期限内に本人様よりご連絡及び延長手続きがない際は、凍結胚は破棄となりますのでご注意ください。
また保管延長は、最長でも2回（凍結した日より3年）までか、2人目出産までとさせていただきます。
 - ・同意書の提出・胚凍結保存維持管理料の支払いが必要となります。
 - ・同意書は当院HPよりダウンロードしてご記入下さい。（ダウンロード不可の場合は当院でお渡し可）
- 3) 以下の場合は凍結胚は破棄させていただきます。
 - ・凍結期限満了日までご本人よりご連絡及び延長手続きがない場合
 - ・ご夫婦のいずれかが死亡、行方不明となった場合 ・離婚された場合
 - ・ご夫婦のいずれかが心身を患い、当院医師が加療困難と判断した場合
 - ・妻の年齢が44歳を超えた場合
- 4) 下記の場合において、凍結保存・保管が困難となる可能性があります。
保存胚の救済に関し最大限の努力は致しますが、凍結胚の損害賠償には応じる事は出来ません。
 - ・容器の破損・不慮の事故
 - ・天災（地震・台風・水害など）により液体窒素の供給が困難になった場合
 - ・当院の存続が困難となった場合
- 5) 凍結胚の生死については融解して初めてわかるものであり、その結果については保障できるものではありません。
- 6) 住所や電話番号の変更の際は速やかに連絡をお願い致します。

すこやかレディースクリニック
院長 斎藤憲康

私たちは上記の内容に同意し、受精卵の凍結保管を受けることを希望します。

保管期間は 年 月 日までとし、延長の場合は自己申請のもと延長手続きを行います。
また、期日を過ぎての申請なき場合の保存胚の破棄に関しては貴院に一任致します。

年 月 日

住所 〒

電話番号

携帯番号（妻）

夫

印

妻

印

すこやかレディースクリニック

院長 斎藤憲康 殿